

○公職選挙法の一部を改正する法律案外三件両院協議会

案 件	請 求	請求の理由	請 求 日	本 院 協 員 日	両 院 協 議 会 開 会 日	成 案 の 議 決		備 考
	議 院					参 議 院	衆 議 院	
公職選挙法の一部を 改正する法律案（閣 法第一号）外三件	衆議院	参議院が衆 議院送付案 を否決	六、 一、二六	六、 一、二六	六、 一、二六 一、二七 一、二九	六、 一、二九	六、 一、二九	

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第一号）外三件

両院協議会参議院協議委員議長報告

公職選挙法の一部を改正する法律案外三件両院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本院協議委員は、去る二十六日、本会議におきまして、議長より指名された後、直ちに、協議委員議長及び副議長の互選を行

い、その結果、協議委員議長に私、平井卓志が、副議長に橋本敦君が、それぞれ選任されました。

なお、衆議院におきましては、市川雄一君が協議委員議長に、大出俊君が副議長に、それぞれ選任されました。

両院協議会の初回の議長はくじにより決することになっておりますので、開会に先立ち、抽せんを行いました結果、本院側協議委員議長の私、平井卓志が議長に当選いたしました。

翌二十七日の協議会におきましては、衆議院側協議委員議長の市川雄一君が議長を務め、まず、衆議院側の渡部恒三君から、議決の趣旨説明と両院協議会を求めた理由の説明が行われました。

次に、本院側の坂野重信君から、議決の趣旨説明が行われました。

次いで、衆議院側協議委員の石井一君、左近正男君、荒井聰君、森本晃司君、米沢隆君及び園田博之君から、また、本院側協議委員の下条進一郎君、下稲葉耕吉君、関根則之君、橋本敦君及び青島幸男君から、それぞれ補足説明が行われました。

次いで協議に入りましたところ、衆議院側協議委員の園田博之君から、衆議院議決案の規定中、小選挙区二百七十四人を二百八十人に、比例代表二百二十六人を二百二十人に、それぞれ改めること、比例代表の名簿の単位に関し、全国を七ブロックに分け、得票数の集計は、全国を通じて行うこと、及び、企業・団体献金を、地方公共団体の議会の議員に係る公職の候補者に限り、五年間、資金管理団体に認めること等の協議案の説明がなされました。

その後、懇談に移り、意見交換の後、協議を再開したところ、本院側各協議委員から、小選挙区・比例代表の定数配分の意義、七ブロック制とした根拠、首長への企業・団体献金を認めない理由、会期中における法案化の可能性、全国集計を行うブロック別

名簿の問題点、自民党案を不可とした理由、参議院と同じ比例制を導入する理由等について、熱心な質疑が行われました。

次いで、本院側協議委員橋本敦君から、提案は全ての点で改悪であり賛成できない旨、また、青島幸男君からは、並立制は民主主義を破壊するもので廃案にされたい旨、それぞれ発言があり、私、平井卓志より、衆議院側提案の協議案は、問題点が多く受け入れられないので、提案をまとめて示したい旨の発言を行いました。

その後、本院側協議委員山本富雄君より日本共産党及び二院クラブの了解を得て、自由民主党として、総定数を四百七十一人とし、うち三百人は小選挙区、百七十一人は比例代表とすること、比例代表名簿の単位は、都道府県とすること、企業・団体の寄附については、資金管理団体を一人当たり二団体とし、各々年間二十四万円を限度とすること、政党助成額には、上限枠を設けることとの四項目の提案が行われました。

これに対して、衆議院側各会派協議委員から、各項目について賛成できない旨の発言がありました。

結局、協議会議長市川雄一君より、議長責任において、成案を得るに至らなかつたものとする旨の発言がありました。

その後、新たな事態に対応し、本二十九日、協議会を再開し、本院側の私が議長を務めました。

協議に先立ち、衆議院側の市川雄一君より、一昨日の両院協議会の運営について、私の判断で協議を打ち切ったのは配慮が足らず、遺憾の意を表するとの発言がありました。

次いで、本院側の村上正邦君、橋本敦君及び青島幸男君より二十七日の協議会の運営のあり方について、それぞれ発言がありました。

次いで、衆議院側の市川雄一君より、新たな協議案が提案され、昨日、土井衆議院議長からの提案をきっかけに、細川内閣総理大臣と河野自由民主党総裁との間で政治改革関連法案の成立にむけての協議が行われ、両者の合意が得られるに至りました。この合意には、日本共産党及び二院クラブは参加されていないことを附言いたしておきますとの発言があり、その後協議案の前提となる合意された事項についての紹介がありました。

その合意事項は、

一 比例代表選挙は、ブロック名簿、ブロック集計とする。ブロックは、第八次選挙制度審議会の答申の十一ブロックを基本とする。

二 企業等の団体の寄附は、地方議員及び首長を含めて政治家の資金管理団体（一に限る）に対して、五年に限り、年間五十万円を限度に認める。

三 戸別訪問は、現行どおり禁止とする。

四 小選挙区選出議員の数は二百人、比例代表選出議員の数は二百人とする。

五 小選挙区の候補者届出政党、比例代表選挙の名簿届出政党並びに政治資金規正法及び政党助成法の政党要件の「三％」は、「二％」とする。

六 各政党に対する政党助成の上限率は、前年収支実績の四十％とする。ただし、合理的な仕組みが可能な場合に限る。

七 投票方法は、記号式の二票制とする。

八 寄附禁止のための慶弔電報等の扱いは、現行どおりとする。

九 衆議院選挙区画定のための第三者機関は、総理府に設置する。

十 以上の合意の法制化のため、衆参両院からなる連立与党及び自由民主党各六名（計十二名）の委員により、協議を行うものとする。

であります。

これらの合意事項は、第二百二十九回国会において、連立与党と自由民主党とが共同して、平成六年度当初予算審議に先立って実現させることを前提として、今国会では施行日を改めた上で衆議院議決案を成立させたい旨述べられました。

次に、協議案の内容は、公職選挙法の一部を改正する法律案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案の以上

三件については、衆議院議決のとおりとし、衆議院議員選挙区画  
定審議会設置法案については、衆議院議決案附則第一条中「公布  
の日」を「別に法律で定める日」に改め、その他は、衆議院議決  
のとおりとするものであります。

次いで、四案を協議案として議事を進めましたところ、本院側  
の坂野重信君から、積極的賛成とはいえないが、やむを得ない  
旨、橋本敦君から、内容的、手続的にも問題があり賛成できない  
旨、青島幸男君から、民主主義に対する暴挙であり、協議案には  
反対である旨、また、衆議院側各会派協議委員から、協議案に賛  
成する旨の意見表明がそれぞれなされました。

次いで、四協議案を一括して採決の結果、出席協議委員の三分  
の二以上の多数をもって、四協議案はいずれも両院協議会の成案  
とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。